

総務文教委員会記録

1 日 時 令和6年9月20日（金曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時09分
再 開	午前10時33分
休 憩	午前11時03分
再 開	午前11時48分
休 憩	午後 0時15分
再 開	午後 1時47分
閉 会	午後 1時52分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委 員 長	松 井 邦 人
副委員長	松 井 桂 将
委 員	金 岡 貴 裕
//	飯 山 勝 彦
//	泉 英 之
//	東 篤
//	横 野 昭
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	片山 建
参事（事務局次長）	桜井 光王

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務指導監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	大野 満
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（婦中ふれあい館長）	小善 誠
企画調整課長	山口 雅之
行政経営課長	山口 敬
文書法務課長	東福 光晴
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	開澤 聡
職員研修所長	舛田 恵美
公文書館長	木下 満
富山外国語専門学校事務長	前坪 勝児
富山ガラス造形研究所事務長	石黒 隆司
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

【教育委員会】

事務局長	関谷 雄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	高橋 洋
事務局次長（学校教育担当）	福満 弘信
図書館長	長 康博
科学博物館長	浦田 純一
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（学校再編推進課長）	山崎 悟
参事（学校保健課長）	由水 正恵
参事（郷土博物館長）	坂森 幹浩
教育総務課長	青山 哲也
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	河原 弘幸
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	横越 純
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	荒瀬 誠
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	船木 寛人

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	島崎 幸仁
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（資産税課長）	丸本 昌
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
契約課長	本多 寛明
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

谷端 裕美子

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主任

杉林 睦美

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、令和6年9月定例会の総務文教委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、鋪田委員、赤星委員を指名いたします。
これより、選挙管理委員会事務局所管分に入ります。選挙管理委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。
- 赤星委員 各種選挙の投票率の向上に資する1つの案として、投票された方のうち希望する方に選挙管理委員会の名義で投票済証というものを発行している自治体があるようです。
本年7月7日の東京都知事選挙で武蔵野市選挙管理委員会が発行された投票済証をホームページで見ますと、令和5年度明るい選挙ポスターコンクールの優秀作品を採用しており、大変楽しく独創的なデザインでした。これは、高校生の作品だと思うのですが、18歳になった人たちが投票に行かなくてはならないと思うきっかけにもなるのではないかと思います。富山市でもこのような取組ができないのか、考えをお聞かせください。
- 選挙管理委員会事務局次長 投票済証につきましては公職選挙法には規定がなく、各選挙管理委員会の独自の判断で発行している状況でございます。
他都市では、投票率の向上に併せまして、例えばその地域の商店街の活性化を目的に実施する例が多く見られますが、投票したあかしとして選挙管理委員会の名義で発行することについては様々な課題があると認識しておりまして、まずはその課題を整理して研究してまいりたいと思います。
- 赤星委員 ぜひ研究していただきたいと思います。
他都市の中でも今御紹介した武蔵野市の令和5年12月の投票済証にはカエルの絵が描いてあって、そ

れもやっぱり児童・生徒の手描きによるポスターの絵でした。「ワイが未来をカエル！」と書いてあって、投票に行きたいと思えるような取組ではないかと思いましたので、研究していただいて、何か工夫することでぜひ実現させていただきたいと思いますが、事務局長の見解を伺います。

選挙管理委員会
事務局長 先ほど申し上げました課題の1つに、投票の秘密保持があります。誰に投票したのかという秘密もあるのですけれども、選挙人にしてみれば投票したのかどうかということも秘密であるのかもしれませんが。投票の秘密保持については、公職選挙法に書かれており、個人の不利益と投票済証を発行して投票率を上げる取組を比較すると私たちとしては課題のほうが大きいと思っています。全国的な流れなどについてもまだ調査できていない状態でありますので、いろいろな御意見も聞きながら課題として考えてまいりたいと思っています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時09分 休憩

~~~~~

午前10時33分 再開

委員長 総務文教委員会企画管理部所管分に入ります。  
初めに、当委員会に付託されました、  
令和6年分陳情第7号 富山市ガラス美術館の観覧料見直しについての陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文書表を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

ガラス美術館次長 見解を申し上げます。

博物館法第26条では、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」と規定しております。

この条文の本文につきましては、博物館は一般公衆の利用に供されることが目的であることから、その公共性が重視されなければならない、公立博物館においてはより一層その公共性が強調されなければならないことから、原則として入館料等の対価の徴収をしてはならないことを規定しているものであります。一方で、この条文には、今ほど申しましたとおり、ただし書が付記されています。これは、博物館法が制定された昭和26年当時の多くの公立博物館においては入館料が収入の相当部分を占めており、入館料の徴収を禁止することは実情に即さない状況であったこと、また、当時の博物館関係者からは入館料を無料にはできないという意見が大勢であったことなどから、公立博物館の公共性や維持運営のための経費を考慮し、必要な最小の料金を徴収できる旨が規定されております。

また、文化庁では、同条ただし書において博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料につきましては、各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄であるとしております。

このため本市では、新たに開館する富山市ガラス美術館が多彩で魅力的な展覧会やイベントを通じ、現代ガラスを中心としたガラス芸術の発信拠点としての目的を達成するためには相当の維持管理経費を要するものと想定し、開館に当たっては必要最小限の観覧料を徴収することとしたものであります。

また、その観覧料の設定に当たって、個人の常設展観覧料は、市内の公立博物館や県内の公立美術館との均衡を図るため、当時の富山県立近代美術館や富山県水墨美術館の観覧料と同額の200円とし、ま

た、企画展は、国内外から貴重な作品を借用するなど、より多くの経費がかかる場合があることから、上限を当時は２，１６０円、現在は２，２００円の範囲内でその都度定めることとして、富山市ガラス美術館条例に規定したものであります。

また、毎年度の富山市ガラス美術館の観覧料の総額の見込みや管理運営に必要な経費の総額については、本市の一般会計予算に計上し、市議会の議決を受けた上で適切に執行し、さらには、決算について毎年度市議会の認定を受けており、こうしたことから、富山市ガラス美術館は法令にのっとり適切に運営しているものと考えております。

委員長                      それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

泉委員                      陳情人は、入館料を徴収することがやむを得ないと考える理由とは何かと聞いているのです。長々と説明がありましたが、よく分かりませんでした。  
例えば、美術館や博物館は所蔵品が多く、維持管理が大変だとか、あるいは絵画などのように絶えず日光にさらされているので修復が要るなどといった説明が一つもありませんが、この辺についてはいかがでしょうか。

ガラス美術館次長        まず、やむを得ない理由につきましては、繰り返しになりますが、法令の趣旨に照らしまして、全国の多くの博物館と同様に、運営に係る費用の一部に充てるために観覧料を徴収しております。  
富山市ガラス美術館においても、多彩で魅力的な展覧会やイベントを通して現代ガラスを中心としたガラス芸術の発信拠点としての目的を達成するためには相当の維持管理経費を要することから、最小限の観覧料を徴収することはやむを得ないと考えております。  
次に、相当の維持管理経費につきましては、委員がおっしゃったように、例えば企画展では、国内外から多彩で貴重な作品を借用するための輸送費や会場



の設営・設置の業務委託費といった経費もかかってきますので、そのような費用に充てるために観覧料を徴収しております。

泉委員

入館料を徴収することがやむを得ないとする根拠である維持管理経費には、具体的にどのようなものがあり、幾らぐらいかかるのでしょうか。やっぱりその説明がないと陳情人の理解が得られないと思います。

ガラス美術館次長

維持管理経費には、例えば企画展の開催に当たり国内外から作品を借用する際の輸送費や、会場の設営・設置の業務委託費、パンフレットの印刷代などが挙げられ、これらの展覧会の開催に係る事業費に観覧料を充当しております。令和5年度の実績では、観覧料収入は8,856万3,000円余りで、その充当先である事業費は1億2,769万円余りとなっており、歳出に占める観覧料収入の割合は、69%余りとなっております。ただし、これはあくまでも観覧料収入を充当している事業費のことです。博物館法では、博物館の維持運営のために観覧料を徴収できるとありますように、維持運営のためには事業費のほかにも人件費や光熱水費、設備維持費といった様々な経費がかかります。富山市ガラス美術館の運営に係る全ての歳出に占める観覧料収入の割合は約16.3%となっております。

鋪田委員

今ほどの説明と泉委員の質問に対する答弁で内容は十分理解できましたし、富山市ガラス美術館がオープンしたときに在籍していた議員としても事情はよく分かります。

陳情の趣旨に対してでありますけれども、博物館法が制定される前にもともと図書館法があって、入館料等については「利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とあり、実際に本市の図書館でも無料としております。博物館法の条文にただし書がついた経緯として、今ほど説明があったとおり、

制定当時から既に入館料を徴収しなければ博物館を維持できる状態ではなかったということがまず第一の根拠としてあって、富山市ガラス美術館もそれに当たると。

あとは、全国的にも、例えば国立の博物館では、収蔵品を保管するコストだけでも既にとんでもない金額になっていて、それこそ観覧料だけでは賄い切れずにクラウドファンディングで資金を募らざるを得ない状況です。

今ほど富山市ガラス美術館の全体の事業費に占める観覧料収入の割合もしっかりお示しされ、常設展は200円、企画展一時々見させていただいていますけれども一は近隣の他の美術館、博物館と比べて飛び切り高い金額ではないということを考えると、陳情文書表の適正に徴収することを求むという趣旨に関して言えば、適正な水準で金額が設定されていると。ただ、やはりその維持管理については極力観覧料に頼らないということも基本的な法の趣旨として当然ありますので、その運営を日頃からしっかりと見詰め直していただくことでよいのではないかと考えるため、この陳情については採択する必要はないのではないかと思います。

赤星委員 先ほど令和5年度の観覧料収入は8,856万3,000円とおっしゃいましたが、常設展一観覧料は個人が200円、団体が170円—と企画展の内訳は分かりますか。

ガラス美術館次長 令和5年度の観覧料収入の内訳は、常設展で2,104万円余り、企画展で6,751万9,000円です。

赤星委員 次に、先ほどガラス美術館の運営に係る経費について、人件費のほかに幾つかおっしゃいましたけれども、もう一度御説明願えますか。

ガラス美術館次長 人件費も含めた富山市ガラス美術館の令和5年度のトータルの運営経費は5億4,237万6,000

円余りで、これに占める観覧料収入の割合は１６．３％余りとなります。

赤星委員 ５億４，２３７万６，０００円の運営経費には人件費のほかに何が含まれているのかもう一度お聞かせください。

ガラス美術館次長 人件費のほかに、例えば作品を収集するための経費や職員が研修に行くための経費、また、小学生を対象にした教育普及事業に係る経費などがございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

赤星委員 今、観覧料収入や事業費の内訳について御説明いただきました。その中で、令和５年度の常設展の観覧料収入は２，１０４万円余りということで、この部分だけでもひょっとしたら無料にできるのではないかと私は思いました。この陳情は初めて提出されたのですけれども、委員会でもう少し調査を進めてから結論を出してもいいのではないかと考えるため、継続審査にしてはどうかと思います。

委員長 ただいま、本陳情を継続審査としてはどうかとの御意見がありました。  
そこで、継続審査についてお諮りいたします。  
本陳情を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。  
よって、本陳情は継続審査とすることは否決されました。  
これより、令和６年分陳情第７号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、令和6年分陳情第7号を挙手により採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

次に、企画管理部所管分で本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

東委員

自治体職員へのカスタマーハラスメント対策として、名札の表記を平仮名で姓のみに変更するなどの取組が県内でも行われています。

富山市の場合は、以前から所属と役職、姓を基本的に漢字で一婚姻の関係で片仮名という方もいらっしゃるかもしれないのですが、一表記しています。現状に対して、個人判別されることにつながるのもう少し改善してほしいというような職員からの意見がないのか、また、職員へのカスタマーハラスメント対策として今進めていらっしゃるがありましたら答弁をお願いします。

職員課長

まず、名札に関して申し上げますと、フルネームで表記していた自治体が、姓だけを表記するように見直しをされたと聞いておりますが、本市においては、東委員がおっしゃったように、従来から姓だけを表記しております。

職員からの見直しはどうかといった声は職員課には届いておりませんし、身分をしっかりと示し名前を名乗るということは、市の職員として市民に対応

する上での重要な行為であると従来から考えておりますので、今のところ、現行のとおり続けてまいりたいと考えております。

東委員                   あわせて、カスタマーハラスメント対策として進めていることがあればお聞かせください。

職員課長               カスタマーハラスメント対策は、いろいろな自治体や企業で取り組んでいることを承知しております。私どもとすれば、市民の方から厳しいお声をいただいた場合には、１人で抱え込まず、例えば法的な観点であれば法務指導監に相談して助言をいただく、あるいは警察から出向されている方もいらっしゃいますので、そのような方に対応の相談をさせていただくことによって組織一丸となりカスタマーハラスメントに対応するということを周知し、現在もそのような体制で取り組んでいるところでございます。

東委員                   市の職員として第一義的にしっかりと市民の皆様へのサービスに努めることも重要ですが、同時に行き過ぎたカスタマーハラスメントというものはやはりあってはならないことなので、またしっかりと情報をキャッチして、適切に対応していただきたいと思います。

鋪田委員               オーバード・ホール中ホールについてお伺いします。昨年７月にオープンし、一般向けの貸館は１０月から開始したということでほぼ１年が経過しました。これまで何度も見させていただきまして、非常にいい雰囲気、興行をしていないときでも、ロビー等を含めて非常に活用されていると感じました。ホールの評価については以前お聞きしたのですが、例えば音楽鑑賞室や、私も利用させていただいたことがあるバンド練習ができるような練習室などほかにも施設がありますが、その評価といいますか、利用者からの声をお聞きになっていれば教えていただけますでしょうか。

文化国際課長    まずホールにつきましては、令和５年７月にオープンしまして、利用稼働率は非常に高く、土日についてはほぼ埋まっている状況であります。練習室やウォーミングアップ室等については、周知がまだ十分に行き届いていない部分もあるかと思うのですが、市民文化事業団からは若干まだ余裕があると聞いておりますので、市としましても十分な周知に努めてまいりたいと考えております。

鋪田委員        例えばウォーミングアップ室ですと、実は機材などを持って行くときにちょっと運びづらいところがあるので、そういう意味では少し抵抗感があるのです。ただ、実際に中に入ると非常にきれいで使いやすいので、ぜひPRに努めていただきたいと思います。アマチュアの練習場所としては富山市民芸術創造センターがあるのですが、予約がかなり取りにくい状況になっているので、そのような方々にぜひお勧めしていただきたいと思います。また、音楽鑑賞室もほかにはあまりない特徴的な施設だと思いますので、ホールだけではなくて、館全体の利用が促進されて、もっと市民に親しまれる施設になるように努めていただきたいと思います。

赤星委員        職員の採用がなかなか難しいという点について伺いますが、公務員は住民の命や暮らしに直結する非常に大切な仕事をしておりますので、先ほどの分科会で説明のあった職員採用PR動画にもやりがいなどについて反映していただきたいと思います。さきの本市職員が起こした不祥事は、兼業を行っていただけではなく、女性に接客をさせて違法にお金を取っていたことから、ジェンダーや人権意識が希薄なのではないかと思っています。特に若い女性に接客をさせてお金をもうけようとしていたことについては、啞然としてしまいました。憲法に保障されている最低限度の人間らしい暮らし、生活を確保するために公務員の皆さんが身近な市役所で働いてくださっていることを私はすごく大事だと思っています。そういった意味で、今、本を

読む人がすごく少なくなって、インターネット上に投稿される画像などに頼りがちな若い世代に対して、公務員の仕事の重要さのPRも含めてもっとしっかりと発信していただければと思っているのですけれども、考えをお聞かせください。

職員課長 赤星委員がおっしゃいましたように、公務員として働く魅力や役割の重要性を本市としてもしっかりとPRして、よい人材を一人でも多く獲得してまいりたいと考えております。

赤星委員 富山市職員採用PR事業についての議案に関わることもかもしれませんけれども、富山市役所で働く魅力とはどのようなことを発信しようと思っていられるのでしょうか。例えば皆さんの仕事には、非常に困窮されている方がある制度につなげたらその方が生きていけるようになったということがあると思うのです。さきの能登半島地震の被災者救援もそうですけれども、本当に命に関わるお仕事をなさっていて、非常に重い仕事もたくさんあります。そのようなところはどうしても民間企業のPRと違って、ただ楽しいという魅力とは違う面があると思うのですけれども、その辺に関して何かお考えがあれば聞かせていただけますでしょうか。

委員長 赤星委員に申し上げます。気持ちは分かるのですけれども、もう少し簡潔に質問してください。

職員課長 先ほどの分科会で東委員からの御質問があった際にもお答えいたしましたが、具体的内容についてはこれから検討しますので、御意見として承りたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前11時03分 休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 48 分 再開

委員長 総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第 147 号 工事請負契約締結の件（熊野小学校長寿命化改良（その 1）主体工事）、

議案第 148 号 工事請負契約締結の件（蜷川公民館改築主体工事）、

議案第 155 号 財産取得の件（追認）（教師用教科書・教師用指導書）、

議案第 156 号 財産取得の件（追認）（教師用教科書・教師用指導書）、

以上 4 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔議案第 147 号について、  
議案説明資料により説明〕

生涯学習課長 〔議案第 148 号について、  
議案説明資料により説明〕

教育総務課長 〔議案第 155 号について、  
議案第 156 号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

まず、議案第 147 号、議案第 148 号について質疑はありませんか。

赤星委員 蜷川公民館改築主体工事について、児童館や学童保育の健全育成室も造られるとのことですが、設計には子ども一人一人のランドセルを入れる学童保育専用の棚なども入っているのでしょうか。

教育委員会事務局 健全育成室につきましては、こども家庭部が地元である蜷川地区の方と話をされて、必要な数を確認した上で設計しているかと思います。



これまでも児童健全育成室を造る際には、ランドセルだけではなくて、例えば長靴などを入れる棚も必ずつくっていたはずです。実際の設計図等を見ておりませんのでちょっとはっきりとは言えませんが、これまではそのような形で進めてきたと聞いております。

委員長 次に、議案第155号、議案第156号について質疑はありませんか。

東委員 先ほどの説明では、過去2か年分の追認を求めるとのことでしたが、同じ事案が県内のほかの自治体でもあったと報道に出ておりました。例えば文部科学省や富山県教育委員会からの指示、指導が不十分だったことにより幾つかの自治体で同じ問題が発生したということも考えられるのですが、なぜこのような事案が発生したと考えていますか。

教育総務課長 本件は契約に関する事案であり、今回はたまたま動産の種類が教科書でありましたけれども、他市では、例えば新型コロナウイルス感染症関係の消耗品の購入で議決を受けていない案件もありました。やはり、地方自治法や、条例で定めている議決の対象となる金額などに対する職員の知識不足が根本的な原因かと考えております。

東委員 教科書の改訂は4年ごとに行われるということで、今回は2か年分の財産の取得に対して追認を求めるとのことですが、それ以前に遡ってもこのようなことがなかったのかお伺いします。

教育総務課長 教育委員会で調べましたところ、過去の購入実績に関しましては富山市の基準額である6,000万円を超えるような契約はございませんでした。

東委員 恐らく、事務の引継ぎ段階で不十分な面があったことも考えられますので、これからはこのようなことが発生しないようにしっかりと注意願いたいと思い

ます。

委員長           ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第147号、議案第148号、議案第155号、議案第156号、以上4件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第147号、議案第148号、議案第155号、議案第156号、以上4件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決・追認されました。  
次に、  
とやま駅南図書館の閉館時間の繰上げについて、  
当局の報告を求めます。

図書館長       〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

鋪田委員       図書の出し数が非常に少なくなっていることは理解しました。  
一方で、学習室などの利用状況はいかがでしょう。

図書館長       閲覧席に自習ができるスペースを14席設けていることから、平日の午後8時以降は高校生ぐらの利用者が大半で3名から5名程度おられ、本の閲覧などの利用者は少なく、遅くなるほど人がいない状況

でございます。また、休日は午後６時を過ぎると本の貸出しや閲覧などの利用者は少なく、高校生ぐらいの自習利用者が大半で８名から１０名くらいおられますが、その後帰っていかれ、遅くなるほど利用者がいない状況でございます。

鋪田委員 高校生等の利用に制限がかかるのではないかと心配していたのですが、実態としては、平日であれば高校生の利用について午後８時までに対応できると考えておられますか。

図書館長 C i Cビル周辺は飲み屋街となっておりまして、夜間は大勢の酔客が繰り出している状況になっております。図書館側といたしましては、やはり高校生がそのようなところにいるのはあまりよろしくないもので、なるべく早く帰っていただけないかと考えているところでございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 移動図書館である自動車文庫は現在何台あって、どのようなところを巡回しているのでしょうか。

図書館長 自動車文庫のバスは２台ありまして、図書館本館から半径２キロメートル以上、地区館から半径１．５キロメートル以上、分館から半径１キロメートル以上離れている一般駐車地と、近隣に図書館が設置されていない教育施設、保育施設である施設駐車地の約１３０か所を巡回しております。

赤星委員 図書館になかなかアクセスできないようなところに行っていたので、大変貴重な存在だと思うのです。先日たまたまその車を見かけたのですが、真っ白の車体に紺色の文字で「よまんまいかー」と書いてあるだけだったので、私はこれに何かペイントできないのだろうかと感じました。楽しみにして

いらっしゃるのは子どもたちだけではなくて、高齢者の方もたくさん御利用されるとお聞きしました。例えば、移動図書館が来たというわくわく感を出すために、子どもたちに絵やデザインの案を募ってペイントができないのかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

図書館長 御提案のように、自動車文庫のバスに楽しい絵や魅力的なデザインが描かれれば、市民や子どもたちへのPRとなりまして、図書館や読書への関心も高まることが期待されると思っております。

一方で、2台のバスはそれぞれ購入から18年以上経過しており、そろそろ買換えの時期が近づきつつありまして、現有車両のデザインに費用をかけるのはあまり現実的ではないのかなと思っております。したがって、バスの買換え時に他市の状況やデザインの効果などを調査・研究してまいりたいと思っております。

赤星委員 ぜひ検討していただきたいと思います。今、購入から18年以上経過しているとおっしゃいましたけれども、いつぐらいのタイミングで予算要求をしようと思っておられますか。

図書館長 やっぱり修理費が多額にかさむような状況になりましたらそろそろ買い換えるという感じになると思うのです。いつになるのかは、今の時点では申し上げられないと思っております。

金岡委員 大谷グローブについてお伺いします。

昨年度大谷 翔平選手から各学校にグローブが寄贈されたと思うのですけれども、今どのように活用されているのか分ければ教えてください。

学校教育課長 学校を回っておりますと、職員室前に展示して実際に手に入れられるようにしてある学校もあれば、生徒数にもよりますが、貸出ししている学校もあるようで、活用の方法は様々であると思います。

ほかには、子どもたちが手に取って見られるように飾ってあるような学校も見かけます。

金岡委員      この前ちらっと聞いたのですけれども、野球をしている子どもたちが触りたいのだけれども、鍵がかかっているショーケースに入っていて触れないと。特段、直筆のサインがしてあるものでもないですし、大谷選手自身は広く野球に親しんでもらいたいという思いで寄贈されていると思うので、できる限り子どもたちが使えるような形で周知してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

泉委員          先ほどの分科会で説明のあった議案説明資料３ページの債務負担行為の内訳によると、水橋地区の学校が１つになり水橋学園が開校することによって、スクールバスの運行・維持管理費が１年間で約１億円かかるということです。そのお金が子どもの教育に直接使われるのであればいいのですけれども、通学に係る費用だけで１億円かかることに関して一富山市は中核市の中で面積が一番広いですし、今後、少子化に伴って学校を統合することはやむを得ないと思うのですけれども、その際に通学の手段についても１つの項目として話し合いをしないといけないと思っていますが、事務局長の見解をお伺いします。

教育委員会事務局長      学校統合はあくまで地域の方や保護者の意見を聞いた上で進めることにしております。実際に統合するという話になりましたら、保護者が一番心配されるのは、子どもたちが新しい学校までどのように行くのかということになります。教育委員会としては、例えばバスがないとどうしても行けないようなところであればもちろんバスを運行しますし、公共交通機関があるところであれば、例えばバスの定期代を出すということもできる限り検討することになるかと思っています。

保護者がきちんと理解して納得されて、統合が前向きに進んでいくと、そのような条件を必ずつけてもらえると思いますので、統合に際してバスがどうし

ても必要だという話になれば、教育委員会として責任を持って対応していきたいと考えております。

泉委員

保護者の気持ちはよく分かるのですが、私が聞いたかったのは、通学に係るバスの運行費などは一般財源から拠出されるのです。水橋地区だけで年間約１億円だと、５０年続ければ５０億円もかかります。これから学校が統合すればするほど、教育委員会が決めることによって市の一般財源の負担が大きくなることについてどのように認識されていますか。

教育委員会事務局長

２０２４年問題が今ほど大きくなる前は、民間の会社をお願いしてバスを運行すればいいと考えておりましたが、実際にバスの運転手が不足しておりますので、統合の際にどうしてもバスが必要だということであれば、お金がかかるからバスを出さないということではなく、必要な対処をしていかなければならないと考えています。

まずは子どもたちの教育環境について保護者や地域の方に理解していただいた上でどうしても統合という形が一番いいということであれば、結果として一般財源を使ってスクールバスを運行することになります。そのときは、市として子どもたちのためにどうしてもバスが必要だということを市民に御理解いただけるように説明し、バスの確保についてはきちんと検証した上で、必要なところに無駄なく走らせることができるように取り組んでいきたいと考えております。

赤星委員

小・中学校の特別教室と体育館へのエアコンの設置について、検討状況はいかがでしょうか。

学校施設課長

本年６月定例会の総務文教委員会でも御報告したのですが、サンプリングとして業者と当課の機械担当の技師で幾つかの学校を調査して、その学校にエアコンを設置するとしたら幾らかかるのかを試算している状況でして、その作業は年内いっぱいかかる予定になっております。その後、報告書をまとめて、

令和7年3月末くらいまでには業者から正式な試算結果をもらえる予定になっておりますので、来年度に入ってから検討に入るような形になるものと考えております。

赤星委員 今年7月に当委員会で東京都足立区立第四中学校に視察に行っていました。都市ガスで冷やすエアコンが体育館に設置されていまして、しかも、大規模災害で電気や都市ガスが遮断された場合にボンベのLPガスで最低72時間はエアコンや電気が使ええるバックアップシステムも入っていました。富山市では、もし電気が遮断された場合のバックアップ体制についてはどのようにお考えでしょうか。

学校施設課長 都心部と違って富山市ではそもそも都市ガスが供給されている地域がかなり限定されていることでもありますので、同じようなものを設置することはなかなか難しいと思うのですが、業者にはガスの場合のランニングコストと災害時の対応も含めたメリット、デメリットを算出するようにお願いしておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後0時15分 休憩

~~~~~

午後1時47分 再開

委員長 総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を行います。
議案第142号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

納税課長 〔議案概要書により説明〕

委員長	これより、質疑に入ります。 質疑はありませんか。
赤星委員	ただいまの説明で、一定の要件を満たすマンションとありましたが、どのような要件でしょうか。
納税課長	築２０年以上経過しており過去に長寿命化工事を実施したことがある総戸数１０戸以上のマンションとなっております。
赤星委員	該当するマンションは市内にどれくらいあるのか分かりませんか。
納税課長	今ほど説明いたしました要件のうち、築２０年以上経過している総戸数１０戸以上のマンションは１００件程度あると把握しておりますが、過去に工事実績があるのかまでは把握しておりません。
委員長	ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。 これより、議案第１４２号の討論に入ります。 討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	討論なしと認めます。 これより、議案第１４２号を採決いたします。 本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	御異議なしと認めます。 よって、本案件は原案可決されました。 以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。 次に、財務部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会財務部所管分を終了いたします。
財務部の皆さんは退室願います。
説明員が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

〔財務部退室〕

委員長

これで、９月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、委員会視察についてであります。
お手元に配付の資料に沿って協議を進めたいと思います。
まず、（１）視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、１０月２２日（火曜日）の午後に行いたいと思います。
次に、（２）視察先及び視察目的につきましては、富山市立堀川南小学校において、校内サポートルームの現状と課題についてであります。
また、視察に当たっては、（３）委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。
これらのことを踏まえ、委員会視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

なお、委員会視察の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。

これをもって総務文教委員会を閉会いたします。

令和6年9月定例会
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 鋪田博紀

署名委員 赤星 ゆかり